

平成28年2月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会
定例会会議録

平成28年2月15日 開会

平成28年2月15日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

平成28年2月15日（月曜日）午後3時05分開議

- 日程第 1 議席の指定（新議員）
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 副議長の選挙
- 日程第 5 提案理由の概要説明
- 日程第 6 一 般 質 問
- 日程第 7 議案第 1 号 秋田県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画策定の件
- 日程第 8 議案第 2 号 秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する件
- 日程第 9 議案第 3 号 秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する件
- 日程第10 議案第 4 号 秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する件
- 日程第11 議案第 5 号 秋田県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する件
- 日程第12 議案第 6 号 秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件
- 日程第13 議案第 7 号 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件
- 日程第14 議案第 8 号 平成27年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件
- 日程第15 議案第 9 号 平成27年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件
- 日程第16 議案第10号 平成28年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件
- 日程第17 議案第11号 平成28年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件
- 日程第18 陳情第 1 号 後期高齢者医療保険料軽減特例の継続を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（20名）

2番	後藤 健	3番	高橋 大
4番	仲沢 誠也	5番	渡部 幸男
7番	児玉 一	8番	長谷部 誠
9番	伊藤 榮悦	10番	千葉 健
11番	久留嶋 範子	12番	菊地 衛
13番	青柳 宗五郎	14番	鹿兒島 巖
15番	小林 信	16番	佐々木 文明
17番	三浦 正隆	18番	芦崎 達美
20番	畠山 菊夫	21番	齋藤 多聞
22番	高橋 浩人	25番	佐々木 謙吉

欠席議員（5名）

1番	渡辺 正宏	6番	齊藤 光喜
19番	渡邊 彦兵衛	23番	松田 知己
24番	菅原 政一		

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	穂積 志	副広域連合長	栗林 次美
副広域連合長	佐々木 哲男	事務局長	須藤 智明
事務局次長	水木 卓	総務課長	菅原文 夫
業務課長	佐藤 庄二	会計管理者	鈴木 学

議会担当職員出席者

議会書記 佐々木 崇 議会書記 渋谷 美里

午後 3 時 5 分 開 会

○議長（青柳宗五郎） ただいまの出席議員は 20 名です。定足数に達していますので、これから平成 28 年 2 月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

議事に先立ちまして、平成 27 年 10 月定例会後の議員の異動について、ご報告申し上げます。

湯沢市議会及び井川町議会において、広域連合議会議員選挙が行われましたので、当選されました議員を御紹介いたします。お名前を申し上げますので、自席にてご起立くださるようお願い申し上げます。

湯沢市長の齊藤光喜議員 —— 齊藤光喜議員は、本日、欠席でございます —— 井川町長の齋藤多聞議員が広域連合議会議員として当選されました。よろしくようお願い申し上げます。

日程第 1 議席の指定

○議長（青柳宗五郎） 日程第 1、議席の指定を行います。

新議員の議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、齊藤光喜議員は 6 番、齋藤多聞議員は 21 番と指定します。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（青柳宗五郎） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、児玉一議員、佐々木謙吉議員の2名を指名します。

日程第3 会期の決定

○議長（青柳宗五郎） 日程第3、会期の決定を行います。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（青柳宗五郎） 諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、各議員へ配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第4 副議長の選挙

○議長（青柳宗五郎） 日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会の副議長に、芦崎達美議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました芦崎議員を秋田県後期高齢者医療広域連合議会の副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、芦崎議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました芦崎議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選告知をします。

芦崎議員、副議長当選のごあいさつをお願いします。

○新副議長（芦崎達美） ただいまご指名をいただきました八峰町議会の芦崎です。

微力ではありますが、任期を全うしたいと思います。どうぞ皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

日程第5 提案理由の概要説明

○議長（青柳宗五郎） 日程第5、提案理由の概要説明を行います。

議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画策定の件から議案第11号平成28年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件までの各議案に対する提案理由の概要説明を求めます。穂積広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積志） 平成28年2月広域連合議会定例会の開会にあたり、提出議案について概要を説明申し上げ、ご審議をお願いいたします。

説明に入ります前に、後期高齢者医療制度を取り巻く状況について申し上げます。

まず、マッサージ施術に係る療養費の不正受給についてであります。

秋田市内に事業所を構えるマッサージ治療院の経営者が、平成24年4月から平成27年9月までの間に、居宅やグループホーム等の施設で行ったマッサージの施術において、架空請求や虚偽記載申請により、療養費約1,700万円を不正に受給していたことが判明

いたしました。これに対しては、治療院の経営者に係る代理受領の取り扱いを、平成27年12月21日から5年間中止するとともに、不正受給額について返還請求いたしました。現在は、秋田県警への刑事告訴について準備を進めているところであります。

マッサージ施術による療養費の不正受給事案は、昨年9月に続いて2回目ではありますが、これについては、法律を含めた制度上の問題点もあることから、国に対し、昨年11月に全国広域連合協議会を通じて改善要望を提出したところであります。

後期高齢者医療の保険者という立場から、不正請求については今後も監視を強化するとともに、不正事案が発覚した際には、厳正に対処し、療養費の適正執行に努めてまいります。

次に、横手市から派遣され自殺した職員の両親から訴えが出された損害賠償請求事件訴訟の状況についてであります。

昨年の7月24日に行われた口頭弁論以降は、弁論準備手続が継続しており、今月中に第3回目が行われる予定であります。

さて、今議会には、広域計画策定案1件、条例改正案6件、補正予算案2件、当初予算案2件、以上11件を提出いたしております。

初めに、議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画策定の件についてであります。

本件につきましては、平成24年2月に策定した第2次広域計画が平成27年度までの計画であることから、平成28年度以降の第3次計画を策定しようとするものであります。

策定に当たっては、第2次広域計画期間の状況と課題を踏まえ、広域連合と関係市町村が相互に役割を分担し、連絡調整を図りながら、制度に関する事務を総合的かつ計画的に行うこととするものであります。計画の期間については、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、必要があれば随時改定を行うこととするものであります。

次に、議案第2号秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する件、議案第3号秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する件、議案第4号秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する件及び議案第5号秋田県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する件についてであります。

以上4件については、行政不服審査法の施行に伴い、審査請求に関する手続等について定めるとともに、その他所要の規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

次に、議案第6号秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件についてであります。

これは、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律及び学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うため改正しようとするもの

であります。

次に、議案第7号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件についてであります。

これは、平成28年度及び平成29年度における保険料率を定めるとともに、被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料軽減措置及び所得の少ない被保険者に係る保険料軽減措置を、平成28年度においても継続するため改正しようとするものであります。

次に、議案第8号平成27年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、前年度の精算に伴う共通経費負担金と繰越金との財源振替及び決算見込みによる補正を行うものであります。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ1億6,111,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ4億4,734万4,000円とするものであります。

また、債務負担行為として、新たに4件を設定するものであります。

次に、議案第9号平成27年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、保険給付費等の決算見込みに伴うもの及び繰越金の予備費への計上などの補正を行うものであります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億2,406万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億5,061,054万円とするものであります。

また、債務負担行為として、新たに6件を設定するものであります。

次に、議案第10号平成28年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ4億9,721万9,000円とするものであります。

歳入の主な内容につきましては、1款分担金及び負担金として市町村負担金を4億9,436万8,000円、3款諸収入として事務局職員の宿舍使用料負担金など285万円を計上しております。

歳入につきましては、以上であります。

歳出の主な内容につきましては、1款議会費として議員報酬及び議会開催の経費など97万7,000円、2款総務費として事務局職員の人件費をはじめとする事務局経費などの総務管理費を1億7,972万4,000円、選挙費として3万9,000円、監査委員費として21万4,000円、3款民生費については、広域連合電算処理システム関連経費、国民健康保険団体連合会への業務委託経費や負担金など、特別会計において市町村共通経費を財源に行う事業に充てる繰出金として3億1,326万5,000円、4款予備費として300万円を計上しております。

歳出につきましては、以上であります。

また、債務負担行為として、新たに1件を設定するものであります。

次に、議案第11号平成28年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,453億4,670万3,000円とするものであります。

また、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を100億円とするものであります。あわせて、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものとして、保険給付費内での各項の間の流用を可能とするものであります。

歳入の主な内容につきましては、1款市町村支出金として市町村負担金を224億352万円、2款国庫支出金として519億1,867万4,000円、3款県支出金として123億2,120万6,000円、4款支払基金交付金として社会保険診療報酬支払基金からの交付金を572億7,348万円、5款特別高額医療費共同事業交付金として2,973万3,000円、6款繰入金として一般会計からの繰入金を3億1,326万5,000円、7款繰越金として9億9,281万4,000円、9款諸収入として9,401万円を計上しております。

歳入につきましては、以上であります。

歳出の主な内容につきましては、1款総務費として広域連合電算処理システム関連経費、国民健康保険団体連合会への業務委託経費や負担金など4億9,519万2,000円、2款保険給付費として療養諸費、高額療養諸費及びその他医療給付費を1,445億2,428万2,000円、4款特別高額医療費共同事業拠出金として2,732万6,000円、5款保健事業費として2億7,368万2,000円、6款公債費として222万1,000円、7款諸支出金として2,099万9,000円、8款予備費として300万円を計上しております。

歳出につきましては、以上であります。

以上、概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

日程第6 一般質問

○議長（青柳宗五郎） 日程第6、一般質問を行います。

質問通告者は2名であります。

なお、一般質問については、初めに一括して質問、答弁を行い、質問は再々質問までとし、質問時間については答弁を合わせ15分以内です。

また、1回目の質問は登壇して行い、再質問以降については自席にて行うこととしますので、よろしくお願いします。

11番久留嶋議員の一般質問を行います。発言を許します。11番久留嶋議員。

【 11番 久留嶋範子議員 登壇 】

○11番（久留嶋範子） 11番北秋田市選出の久留嶋範子です。

大きく3点について質問いたします。

1つ目、恒常的な低所得者に対する減免措置についてです。昨年「下流老人」という言葉が流行語にもノミネートされ、2015年を象徴するキーワードとなりました。このきっかけとなったのは、日本の高齢者の貧困の実態について伝える著書『下流老人』が昨年6月に出版されたことであります。筆者の社会福祉士でNPO法人「ほっとプラス」代表理事の藤田孝典さんは、生活保護基準相当で暮らす高齢者及びそのおそれがある高齢者を下流老人と定義しております。日本全体の貧困率は16.1%で、OECD加盟34カ国のうち6番目に高く、特に高齢者65歳以上の貧困率は22.0%と高く、単身の高齢者の貧困率は4割以上に上っております。これら下流老人は約700万人存在すると見られ、今後も増える傾向にあります。その暮らしは、家賃が払えず、友人宅やネットカフェ、近所の公園などで漂流生活をしている、病気になっても医療費が払えないため通院や入院治療を拒否し、痛みを苦しみながら自宅療養しているなどが実態であります。2015年5月の高齢者11人が犠牲になった川崎市簡易宿泊所火災事件は、多くの高齢者が住居を追われ、狭く危険な簡易宿泊所へ追い込まれる実態を象徴しております。同年6月の東海道新幹線で高齢男性が自殺を凶った事件は、低い年金支給額による経済的困窮が要因となっております。生活困窮者の心中事件も後を絶ちません。

普通の市民が下流老人へ転落する要因として、1つ、病気や事故による高額な医療費の支払い、2つ、子供のパラサイトによる共倒れ、3つ、熟年離婚による資産分与、4つ、認知症による防衛力の低下など、4つのパターンがあるとし、下流老人化を防ぐためには社会保障、福祉制度の活用が不可欠であると述べております。

こういった下流老人約700万人のうち、生活保護を受けているのは100万人程度にとどまっております。国は、国民の健康で文化的な最低限度の暮らしに必要な費用や生活水準を規定し、憲法にも定めております。後期高齢者保険料の減免については、災害など

により重大な損害を受けたときや、世帯主が失業されたときなど保険料を納めることが困難な場合となっております。恒常的に収入の少ない高齢者のみの世帯や、単身者世帯にとって、保険料の捻出は大変な状況にあります。国民健康保険制度で実施している低収入世帯への減免措置についての見解をお伺いいたします。

2つ目です。保険料軽減特例措置について。私は一昨年10月定例会においても同様の質問をいたしました。また、今回は、秋田県社会保障推進協議会から後期高齢者医療保険料軽減特例の継続を求める意見書の陳情が出されております。国は、医療保険制度改革骨子において、所得の低い人を対象とした保険料軽減措置が段階的に廃止され、加入者の半数の約865万人の保険料が上がる見込みとなっております。とりわけ秋田県の高齢者の所得は厳しく、消費税増税、年金支給額引き下げ、介護保険料大幅引き上げなど、低所得者の暮らしを直撃しております。全国広域連合協議会でも国に対して要望書が提出されているところではありますが、その後の状況はどのようになっていますか。また、今後の広域連合としての考えをお伺いいたします。

3番目です。療養費の不正受給について。マッサージ師派遣業者が後期高齢者医療制度の療養費を不正に受け取ったとされるケースが県内で相次いでおります。報道によりますと、昨年9月、秋田市のベルサポートがマッサージの施術回数を水増しするなどし、療養費を不正に受け取っていた疑いが発覚、10月、約1,900万円をだまし取ったとして、詐欺の疑いで代表者を県警に告訴いたしました。

また、今年1月にも、同市で営業していた終治療院が、実際には行わなかったマッサージを施術したと装うなど、療養費約1,770万円を不正に受け取った疑いで、同じく詐欺容疑で県警に告訴しております。

先ほどもご説明がありましたが、この間の不正受給発覚までの詳細について再度お伺いいたします。また、同様の不正は、福島県や広島県、大阪府など全国各地でも起きており、不正を働こうと思えばできてしまう、施術したかどうか、申請が適切かどうか、第三者が客観的にチェックする仕組みがないとも指摘されております。広域連合では、昨年の夏以降、内部でのチェックの強化、申請頻度に不自然さはないかなどの点検を行ってきたとのことですが、今後の対策についてお伺いいたします。

以上で、壇上からの一般質問を終わります。

○議長（青柳宗五郎） 当局の答弁を求めます。穂積広域連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積志） 久留嶋議員の保険料の減免措置についてのご質問にお答えいたします。

後期高齢者医療制度における所得の低い方に対する保険料については、制度施行当初、国民健康保険制度と同様に、均等割額を所得に応じて7割、5割、2割の3段階の軽減措

置でありましたが、現在は特例として7割軽減を9割または8.5割軽減とする措置が講じられているところであります。加えて、平成26年度から毎年5割、2割軽減の対象者の拡大が図られ、低所得者層を中心に一層手厚い軽減対策がとられておりますので、現段階では独自の減免制度については考えておりません。

なお、恒常的に所得の少ない状態にある被保険者については、納付相談等を通じて、各市町村との連携を図りながら公的扶助の利用につなげるなど、引き続き適切に対応してまいります。

以下のご質問につきましては、事務局長より答弁いたします。

○議長（青柳宗五郎） 暫時休憩します。

〔午後3時30分 休憩・午後3時34分 再開〕

○議長（青柳宗五郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長から、質問、答弁を合わせて15分と申し上げましたけれども、各議員には、「答弁を含めて」という部分が入っておりませんでしたので、これより議会運営委員会を開催しますので、暫時休憩します。

〔午後3時34分 休憩・午後3時44分 再開〕

○議長（青柳宗五郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議長から一般質問を質問、答弁を合わせて15分以内と申し上げましたけれども、議会運営委員会を開いた結果、これは従来どおり質問者の時間を15分とするということにいたしましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

答弁を求めます。須藤事務局長。

【須藤智明事務局長 登壇】

○事務局長（須藤智明） 次に、保険料軽減特例措置についての質問にお答えいたします。

まず、要望書の件ですが、全国広域連合協議会では、昨年6月と11月に、厚生労働大臣に対し、「高齢者の生活に影響を与える保険料とならないよう、現行制度を維持すること」の旨の要望書を提出しております。これに対して、国からは「原則的には本則に戻すが、関係者の意見を聴きながら、丁寧に具体的な激変緩和措置を検討する」旨の回答をいただいております。

秋田県広域連合としては、今後も世代間及び被保険者間の公平性に配慮しつつ、負担能力に応じた保険料となるよう、低所得世帯の被保険者に対しては、現行の特例措置を恒久的な制度に改めるように、国に対して要望を継続してまいりたいと考えております。

次に、療養費の不正受給についての質問にお答えいたします。

初めに、不正受給の詳細ですが、昨年9月と12月に、マッサージ業務に係る療養費を不正に申請し受給した事案が2件発生しております。この不正の内容は、施術日数の水増し、架空請求、施術内容の虚偽記載などであり、これらは患者調査により判明したところであります。

不正の事実が判明したそれぞれの経営者については、代理受領の取扱いを5年間中止する措置をとるとともに、不正受給金額合わせて約4,780万円を返還請求しており、1件については秋田県警へ告訴し、もう1件についてもその準備を進めているところであります。

今後の対策についてですが、事業者に対して申請時の遵守事項を徹底させるとともに、広域連合としても、申請書類のチェック体制及び患者等に対する調査を強化してまいります。

○議長（青柳宗五郎） 11番久留嶋議員。

○11番（久留嶋範子） 再質問いたします。

今回、私は『下流老人』のお話を引用いたしましたが、現役時代の年収が標準以上であっても老後が決して安泰であるとは限らないと、この「下流老人」は600万から700万人おり、65歳以上の約2割、5人に1人にもなると書かれております。政府の政策が現在のままなら、今後もこういった下流老人が増え続けると、著書の中でも警鐘を鳴らしております。

国民年金は平均約5万円、厚生年金は約14万円、高齢者の約20%が貯蓄ゼロであります。たとえ、今、平均的な生活をしている人でも、年をとって病気の治療や介護などが必要になれば、だれでもこういった下流老人に陥るかもしれません。自営業や無職の人などが加入する国民健康保険と75歳以上が入る後期高齢者医療制度で保険料を払えない人たちの問題が今深刻であります。厚生労働省の2015年6月の調査の中では、国保で約336万世帯、後期高齢者では約24万人が滞納しております。滞納を理由に保険証を取り上げられたのは、国保で125万世帯、後期高齢者で約2万6,000人に上っております。払えないのは、年金天引きの対象にもならない低年金者がほとんどであります。保険証がなくて受診をためらい、手おくれで命を落とす、そういった悲劇も後を絶ちません。連合長は、このような高齢者をめぐる厳しい実態をどのように認識しておられますか。そして、こうした低取得者に対する減免措置並びに保険料軽減特例措置の継続を今こそ強く国、政府に働きかけていくべきと感じますが、所感を再度お聞かせください。

○議長（青柳宗五郎） 答弁を求めます、穂積広域連合長。

○広域連合長（穂積志） 再質問にお答えいたします。

このような年金だけでは生活できない方々も増えているのも事実でありますし、心を痛

めているところがございます。そういった状況の中で、秋田県広域連合としましても、低所得世帯の被保険者に対しては、現行の特例措置を恒久的な制度に改めるように、今後とも国に対して要望活動を続けてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（青柳宗五郎） 11番久留嶋議員。

○11番（久留嶋範子） 3番に質問いたしました療養費の不正受給について再質問いたします。

先ほど、連合長、それから事務局からのご説明もあり、詳細についてはある程度理解できました。問題は、被保険者への施術は医師が同意すれば保険が適用される。施術にかかった費用は被保険者が一部を負担するが、残りは施術業者が広域連合に支払いを申請する、こういった仕組みにあります。申請内容を外部機関が審査する診療報酬と違い、マッサージなどの施術業者の申請は第三者が審査する仕組みはありません。そういったことが大きな要因となっていると考えられます。先ほど私も質問いたしました。今、全国での不正も後を絶ちません。広域連合としてのチェックにも通常業務を行いながらでは限界があると思います。法整備が必要と考えますが、今後、広域連合としてどのように働きかけていくのか、お聞かせください。

○議長（青柳宗五郎） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤智明） 議員のご指摘のように、この問題については法的に不備な面があるというのは、全くそのとおりと、私どもも思っておりますし、他の広域連合でも共通の悩みを抱えております。これについては、昨年の11月に国へ法改正、法整備を行うよう強く申し入れしているところがございますので、その推移を見守っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（青柳宗五郎） 11番久留嶋議員の一般質問を終わります。

次に、14番鹿兒島議員の一般質問を行います。発言を許します。14番鹿兒島議員。

【 14番 鹿兒島巖議員 登壇 】

○14番（鹿兒島巖） 14番、小坂町選出の鹿兒島であります。

初めに、私、今議会をもちまして小坂町選出の議員としての任期は終わります。6年間、本当にお世話になりました。そのことを最初にお礼を申し上げて、これから一般質問をさせていただきますと思います。

私は、本定例会で4つの課題で質問通告をいたしました。第1の課題は、恒常的低収入世帯への保険料減免についてであります。第2の課題は、保険料の特例措置廃止問題についてであります。そして、第3の課題は療養費の不正受給についてであります。これらの課題につきましても、ただいま久留嶋議員が一般質問をされております。その趣旨とほ

ば同様でありますので、この問題につきましては、答弁だけいただいた上で改めて再質問をさせていただきたいと考えております。

次に、第4の課題であります。この課題は広域連合で行っている各事業内での不均衡の是正と制度充実についてであります。具体的には、保健事業にかかわってでありますが、特に健康診査事業では市町村間で不均衡かつ低水準となっていること、それから訪問指導事業では対象者に対して実施実績が非常に少ない状況になっていることについてであります。この2つの事業は、病気予防、早期発見、重複・頻回診療の適正化の成否にかかわり、適正化を図ることは被保険者にとってもより健康に暮らすために有益であり、ひいては給付費の軽減にかかわる大切な課題であると考えます。この視点をもって、広域連合としての指導力の強化と制度改善が必要と考えますけれども、この点について所見をお聞かせいただきたいと思っております。

以上、答弁をいただきまして改めて質問をさせていただきます。

【穂積広域連合長「議長、休憩、いいですか」と呼ぶ】

○議長（青柳宗五郎） 暫時休憩します。

〔午後3時55分 休憩・午後3時58分 再開〕

○議長（青柳宗五郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鹿兒島議員。

【14番 鹿兒島巖議員 登壇】

○14番（鹿兒島巖） 大変失礼をいたしました。それでは、改めて、一般質問の続きをいたします。

恒常的低収入世帯への保険料減免についてであります。高齢者医療制度において国民健康保険制度で実施している、恒常的に低収入の状況にある世帯に対応する減免を認める必要があると考えますがどうかということが1番目であります。

2つ目が保険料の特例措置廃止問題についてであります。保険料の特例措置廃止問題について、その後の状況はどうか。万一、国が廃止を強行した場合には、県と市町村による緩和が必要と考えますけれども、いかがでしょうか。広域連合として緩和策を立案し、県と市町村に提案、協議すべきと考えますがいかがでしょうか。

3番目、療養費の不正受給について。マッサージ師派遣業者による後期高齢者医療制度の療養費不正受給が相次いでいることに関してであります。まず第1番、不正の詳細はどのようになっていますか。2つ目は、不正を許す要因は何か、教えていただきたいと思っております。そして、3番目には、再発防止策はどうかということでもあります。

以上につきまして、先ほどの久留嶋議員への答弁で一定の答弁をいただいておりますけ

れども、改めて答弁をいただき、再質問をさせていただきたいと思っております。

○議長（青柳宗五郎） 答弁を求めます。穂積広域連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積志） 鹿兒島議員のご質問にお答えする前に、先ほど議会の運営等につきまして事務局で不手際がございました。議長及び議運委員長、そして議員の皆さんに心からお詫びを申し上げる次第でございます。

それでは、答弁させていただきます。

鹿兒島議員の保険料減免についてのご質問にお答えいたします。先ほど久留嶋議員にも申し上げましたが、後期高齢者医療制度における所得の低い方に対する保険料については、現在特例として7割軽減を9割または8.5割軽減としているほか、5割、2割軽減の対象者も拡大されるなど手厚い軽減対策がとられておりますので、現段階では独自の減免制度については考えておりません。

以下のご質問につきましては、事務局長より答弁いたします。

○議長（青柳宗五郎） 須藤事務局長。

【 須藤智明事務局長 登壇 】

○事務局長（須藤智明） 次に、鹿兒島議員の2、保険料の特例措置廃止問題についてお答えいたします。

広域連合では、全国広域連合協議会を通じて、高齢者の生活に影響を与える保険料とならないよう、現行制度を維持する旨の要望書を厚生労働大臣に対し提出しており、これについては、今後も引き続き国に対して要望してまいります。

特例措置が廃止された場合の対応策ですが、現在のところ、国からまだ具体的な激変緩和策が示されておきませんので、当面は国の動向を見守りたいと考えております。

次に、療養費の不正受給についての質問にお答えいたします。

不正の内容といたしましては、施術日数の水増し、架空請求、施術内容の虚偽記載などであり、これらは患者調査により判明したところです。

次に、不正が起こる原因と対策についてですが、一番の問題点と考えているのが、国民健康保険等をはじめ、他の保険者でも取り扱いを認めている代理受領があげられます。代理受領の場合、保険者において施術の内容や対価について被保険者から確認することができないまま、代理受領者から請求が行われることから、日数の水増しや一部負担金を徴収しないなどの不正請求が行われやすいと考えられます。

これに対しては、代理受領を行う者に関する基準を新たに設定し、事業者がこの基準に適合した場合に限り代理受領を認めるなどの対策を現在検討しているところであります。

次に、保健事業についての質問にお答えいたします。

健康診査事業については、市町村が実施したのに対し、広域連合がその費用を補助し

ているところであります。また、各市町村が実施主体となり地域の実情に応じて実施していることから、市町村間で受診率にばらつきが生じております。そのため、広域連合としましては、受診率が低い市町村には直接訪問し、受診券の配布など具体的な対応策を協議し、受診率の向上を図っているところであります。

また、訪問指導事業については、事業開始当初の平成23年度は46名の被保険者を訪問いたしましたが、平成26年度から市町村へも事業を委託したことにより167名に増加しております。今後も市町村の協力を得ながら、計画的に健康相談及び保健指導事業を実施してまいります。

○議長（青柳宗五郎） 14番鹿兒島議員。

○14番（鹿兒島巖） ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

まず、恒常的低収入世帯への保険料減免についてであります。ご存じのように国保にはこの制度があるわけであり。ところが、広域となった後期高齢者医療に、こうした被保険者は移行したとたんこれがなくなる。そういう問題があるわけであり。後期高齢者医療制度に入ったことで、同じ人が減免を受けられなくなるという不合理がある。この点をどう考えるかということについて、改めて所見をお伺いしたいと思います。

次に、保険料の特例措置の廃止問題について改めて質問いたします。これは、万一、国が廃止を強行した場合であっても、県民の暮らし向き、あるいは後期高齢者の生活実態を見れば、一気にこれを廃止という、いわゆるダッチロール状態は回避すべきだ。先ほどの答弁では国が一定のスローダウンを考えているという答弁もございましたけれども、必ずしも国がそうやるかどうか分からない、そういう状況もあります。したがって、この急激な状況、ダッチロールを回避するために、少なくとも、県と各市町村と協議をしていただいて、国がこういう状況をとらなかった場合は、県として、あるいは広域連合として、市町村と協議しながら緩和措置をとっていくという対策が必要ではないかと思うわけであり。こういうことに対して、市町村に提案をしていき、協議することについてどうお考えになるか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、療養費の不正受給についてであります。これは、要因が一定程度法的な不備というところもあるとありました。しかし、このマッサージ療養というのは国保にありますね。国保にはさっき言った制度があるということであって、後期にないということではありませんけれども、それだけではないのではないかと。

特に、この不正受給は、訪問マッサージの施術料金にかかわると聞きました。確かに、訪問マッサージ料金では、施術料に比べて往療料というのがありますね。この往療料が高額になっていますよね。例えば、施術料金は1部位で275円、5部位治療しても最高で1,375円にしかならないけれども、いわゆる往療料、出かけて行って往診するやつね、

これが2キロまでで1,800円いただけるんです。16キロで4,200円いただけるわけですよ。ここのところが非常に不正を発生させる要因になっているという、そういうお話も聞いております。

この施術料の中で往療料が非常にわかりにくくなっていて、例えば、秋田市から能代市まで往診に行くということの中で、この16キロの該当のところ、4,200円、1回行けばもらえるわけですから、ここのところがチェックできないというようなことでこの不正を誘発している。これは秋田県だけでなく、全国でマッサージ業界における不正の一つの温床といえますか、そういうふうになっていると言われております。

それで、先ほど言ったように国保では各市町村でそういう点でのチェックができます。市町村担当では、国保は各市町村単位ですから、市町村の中でチェックできるわけですが、ところが、広域連合になると全県が対象になりますから、このチェックができないということの中で、この不正が見逃されるという、そういう制度的な問題があると。小さな市町村ではだれがどういう状況にいるかというのをある程度担当がわかるから、どこのマッサージまで行くのかと、不自然だというチェックができてはいるけれども、大きな単位になるとこれができない。そういうところがやっぱり一つの大きな問題として残っていると言われております。

それは、一つには法の整備だけでは、やはり対策がとり切れないのではないかと思います。きめの細かいチェックができる体制は、確かに法の整備はあるけれども、あわせて、具体的なこの広域連合の中で全県的にどういうチェックをしていくのかということについて、やっぱり検討していかないと、これはなかなか防げないのではないかと思います。この点についてお聞かせ願いたいと思います。

次に、事業内での不均衡の是正と制度充実についてであります。まず健康診査事業であります。平成26年度では受診率で一番高いのが44.66%、一番低いところで3.10%、平均で17.64%。これは実は、全国平均は25%ですから、全国平均よりも低いわけですね。本県では、これが全国25%に対して、平成27年度目標は19%にしか設定されていないという状況。それから、訪問指導事業でありますけれども、訪問対象が5,000名に対して平成26年度は訪問対象の訪問実績者数は167名ということですから、わずか、全体5,000人の3%の訪問にとどまっていると。これは、市町村によっては1、2名の訪問にしかならない数値であります。こういう状況ですが、まず平成27年度はどういう状況になっているか、お聞かせいただきたいと思っております。それをお聞かせいただいて、改めて質問をさせていただきます。

以上です。

○議長（青柳宗五郎） 答弁を求めます。穂積広域連合長。

○広域連合長（穂積志） 鹿兒島議員の1、2、一括してお答えさせていただきます。ま

ず恒常的な低所得者の負担の在り方についてでありますけれども、これは制度の根幹にかかわる問題でありますので、国の社会保障制度全般で議論されるべき問題だと思っておりますし、先ほど答弁いたしましたけれども、その世代間及び被保険者間の公平性並びに負担能力に応じた保険料等々になるように、これからも国に対して要望を継続してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（青柳宗五郎） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤智明） 項目が多いものですから、申し訳ありません。

最初に国保の問題については、今、連合長が申されましたので、これはそのようにご理解いただきたいと思います。

それから、不正受給の関係でございますが、確かに、議員がおっしゃるように往療料の問題というのが一番不正の中で、金額的に占める割合が一番高いものでございます。そして、当広域連合の今回の2件のケースでも8割方がこの往療料に依拠しているという状況であります。

ただ、これをチェックするとなると、先ほども話をいたしました、事前にこちらのほうで行く行かないというのを確認することができませんし、行ったと言って、いわゆる帳簿を合わせられて申請されますと、それ以上のチェックができないというのが現実でありまして、これはどこの広域連合でも、その対応策に頭を悩ませているところであります。

これは厚労省との話し合いの中でごつくばらん意見として言ったわけですが、この往療料については、あんまマッサージ療養についてはこの制度をやめてほしいということをお話をいたしております。これは柔整とのバランスの問題もあって、なかなか簡単にはいかないという話ではありましたが、やはりチェックの仕方が非常に難しいということは国に対して申し上げたところでございます。

それから、4の健診の関係でございますが、健診率につきましては、平成27年度も19%の目標値で今進めているところでございます。健診につきましては、基本的に前年の健診率、それに当該年度の受診勧奨者ですね——受診歴のない方に出す勧奨の通知の数の主に半分ぐらいが受診していただけるのではないかとということで、前年比で微増でありますけれども、目標値を定めているという状況でございます。

訪問事業についてですけれども、確かに約5,000名程度対象者がおりますが、その中から効果の高いと思われる被保険者を当広域連合の保健師2名がそれから割り出して、約200名を抽出いたしております。それから訪問事業につなげているという状況でございますので、5,000人をすべからくというのは、いわゆるマンパワーの問題からしても、非常にそれは現状では困難なところもあるかなと思っております。

○議長（青柳宗五郎） 14番鹿兒島議員。

○14番（鹿兒島巖） 再々質問をさせていただきます。

療養費の不正受給についてであります。これは先ほども言ったように、マッサージ診療の中で特に往療料という問題があると。この問題については、たしか日本柔道整復師会——柔整ですね——柔整は昨年11月に、この不正受給のための全国通知を出していますが、秋田県では、この柔整と何か話し合いはされたのかどうか、もしされていればそのことについてお聞かせ願いたいと思います。

今、言ったように、この問題でいえば、法の整備を待つだけではなくて、現状でも不正を見逃さない対策、それから人員の拡充、あるいはより市町村の協力を得る、ここがやっぱり必要なのではないかと。法律が改善されるまではしょうがないんだということで放置するわけにはいかないと。その辺の対策等があればお聞かせ願いたいと思います。

最後に、事業内での不均衡の是正と制度充実についてでありますけれども、この課題は、昨年9月の運営懇話会でも取り上げられていたようであり。会議録によれば、まず訪問看護について問われて、「広域連合としてどのような動きをしているか検討していかなければならないと思っている」と回答されていますね。それから、歯科健診事業について問われて、「実施した市町村は4町村で177名と低い数値」などと答えております。そして、健康診査事業では、なぜ市町村間の開きがあるのか、PRの問題なのか、意識の問題なのかと問われて、「事業は市町村の施策の中で行われ、その事業に対する補助という形、広域連合としてはお願いし、理解をいただくということに」云々と答えられておりました。また、市町村任せと取れる説明なんですけれども、それでいいのかなのか、この点について委員から、「情報収集、把握、指導はあってもいいのではないかと」と、こういう指摘をされているわけですね。「病気予防という点では、早期発見という面で非常に大事だと認識している。低いところでは3%ということだが、この実施率で事業として取り上げてよいのか、非常に疑問に思う」、こういう指摘が懇話会の中でされているわけですね。こういうことに対して、先ほどの答えでは、こういう運営懇話会での論議も生かされているような答弁ではないように、私は思います。改めて、その点について、どういう対応をするのかについて、お伺いをしたいと思います。

それから、訪問指導でありますけれども、これも懇話会で、現在2名の保健師で3ヵ月かけて対象200名を抽出していること。このことに対して「効果として出ているということをもっと広げていいのではないかと。もっと雇用すればできるということですね」と指摘されていますね。まさにそのとおりでありまして、少なくとも現在の場、4地区に1名担当として配置をしていただきたいと思います。そのための財源は捻出可能と考えておりますし、その効果は前段申し上げたように、給付費の軽減に結びつくものと考えますけれども、この点について所見をお伺いして、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（青柳宗五郎） 答弁を求めます。須藤事務局長。

○事務局長（須藤智明） まず、柔整の関係でございますが、柔整との話し合いはございません。

次に、不正受給の関係での市町村との協力についてですが、これについては受給の申請書が上がってきた段階で、今回のケースでも実際に当該市町村と連絡をとり、市町村の職員の協力も得ながら現地調査等もしたことがございますので、これについては、今後もそのとおりにやりたいと思います。

それから、健診率の低いところに関する件についてですが、これにつきましては、先ほども申し上げましたが、基本的には各市町村の受診率向上対策をお願いするというのが基本にありますので、低い市町村については、例えば担当課長で協議します広域連合の運営検討委員会等で、その課長さんに対して、じかに「こういったようなことだからよろしく」という話もしますし、さっきも言いましたように、効果のなかなか上がらないところについては、実際に出向いて話もしているところでございます。

最後の保健師の増員についてですが、保健師のマンパワーが足りないというのは秋田県だけではございませんし、実際に保健師を雇っている広域連合というの、広域の状況を見れば、どちらかというとな少ないのではないかと思いますし、増員については、なかなか難しいところもあるということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（青柳宗五郎） 以上で14番鹿兒島議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

日程第 7 議案第 1 号 秋田県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の策定の件から

日程第17 議案第11号 平成28年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件まで

○議長（青柳宗五郎） 日程第7、議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の策定の件から日程第17、議案第11号平成28年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件まで、以上11件を一括議題としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、日程第7、議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画策定の件から、日程17、議案第11号平成2

8年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件まで、以上11件を一括して議題といたします。

これから議案第1号から議案第11号までに対する質疑を行います。

議案第11号について、14番鹿兒島議員から質疑の通告がありますので、発言を許可します。14番鹿兒島議員。自席で結構です。

○14番（鹿兒島巖） 14番鹿兒島であります。

議案第11号平成28年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の議案につきまして質疑をさせていただきます。

まず1点目は、5款保健事業費1項健康保持増進事業費1目健康診査費についてであります。健康診査費を前年度より1,264万円の増額計上としているところでありましてけれども、同診査費では、平成26年度決算で1,615万円の不用額を出しておりますが、平成27年度予算では、前年度これだけの不用額を出しているにもかかわらず、平成26年度予算にさらに1,871万円の増額をし、本事業の強化推進の予算編成を行ったわけがあります。そういった経過を踏まえた上で、平成28年度はさらに、この平成27年度の事業実績が反映されたものと受けとめたいのでありますけれども、平成27年度での実績はどのようになっているのか、どのように事業の推進が図られたのか、その結果の中で平成28年度に増額が見込まれる、そういう裏づけがあったのだと思いますけれども、平成28年度ここまで増額して計上したことについての根拠をお知らせ願いたい。

2点目は、同じく5款保健事業費1項健康保持増進事業費2目健康づくり訪問指導事業費についてであります。同費用を前年度より減額した理由——これは減額になっていきますね、前年度より——この減額をした理由、それと根拠についてお聞かせいただきたいと思えます。少なくともこの事業は、ますます重要な事業として拡充するという方向の中で予算額が前年度より減額されているという状況についてどのように理解すればいいのか、教えていただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（青柳宗五郎） 答弁を求めます。須藤事務局長。

○事務局長（須藤智明） 鹿兒島議員の質疑についてお答えいたします。

初めに、健康診査の増額分ですが、平成28年度の受診者数を約3万3,000人、受診率を19.4%と見込み、今年度と比較し約2,100人、1,100万円の増としたところでございます。

また、歯科健診については、市町村に対する補助金の受診単価を見直し、1人3,000円から4,340円に増額しており、これらを合わせ1,264万円の増額としております。

次に、健康づくり訪問指導事業の減額分につきましては、平成27年度は保健師2名が使用するパソコン2台分の購入費50万円を予算措置しておりましたが、平成28年度は

備品購入がありませんので、その分が減額となったものでございます。

○議長（青柳宗五郎） 14番鹿兒島議員。

○14番（鹿兒島巖） 1点目でありますけれども、先ほどちょっと触れましたが、毎年、相当額の不用額を出している事業ですよ、1,000万単位の。にもかかわらず、毎年予算額を増額計上してきているわけです。このことに、私は非常に疑問を感じるわけであり、先ほど一般質問等で扱ったこの費目の現状、それから扱い方、本当に目的を達成するために最大限この予算を活用するという形で計画が練られて、そして予算計上されているのか、非常に疑問を感じて質問をさせていただいたわけですが、やはり、今度は事業費については予算計上した以上、不用額はできるだけ出さないという事業執行が求められていると思います。議会としてもそういう思いで毎年予算を承認してきているわけがありますので、この点について重く受けとめていただいて、この予算執行についての決意とございますか、をお伺いしたい。これが1点目です。

2点目についてでありますけれども、これも一般質問で触れたように、運営懇話会でもこの事業の重要性が指摘されています。大切だよと言っていますよね。大切だけれども、こういうやり方でいいのかという疑問が出されているわけです。この事業については、先ほどの説明では1つ予算のかかったものがなくなったと言いますが、それだけではなくて、実績を見て、どうもこれは達成できないから前年より減額したのかなと考えてしまったわけがあります。

前段のほうは、毎年毎年積み上がっていると。これも不用額がありながら積み上がっている。片方は、実績が伴わなかったから減額したのかなと、私はこの予算の中身をとってしまったわけですが、そういうことではないようでありますから、その点を改めて1番目の点について見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（青柳宗五郎） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤智明） 健診事業につきましては、各市町村の予定の実施対象者数をあらかじめ集約いたしまして、それについて予算を計上しております。結果的に不用額という形で出たわけですが、仮に予算よりも市町村の実施が多い場合には、それが市町村の持ち出しということになりますので、広域連合としてはそういうことのないように、仮に不用額が出たとしてもすべからず広域連合の予算で実施できるようにしているという事情もございます。

それから、2つ目の訪問事業につきましては、ほとんど同額ではありますけれども、実施にあたっては委託先の市町村の協力とございますか、受けていただけるという了解があれば増えていくという内容になりますので、これについては毎年、次年度の受託先の市町村をできるだけお願いするように、精力的に回っているところでございます。そのあたり、ご理解のほどお願いします。

○議長（青柳宗五郎） 14番鹿兒島議員。

○14番（鹿兒島巖） 今のお話の中でも、懇話会の中でも指摘されていること、広域連合としては各市町村にお願いすると、そういう関係だとおっしゃいました。私は、せっかく広域連合つくったわけですから、広域連合の主導性といいますか、それがもっとあっていいのではないかと。お願いするだけではなくて、目標達成のため、県民の健康を維持するため、後期高齢者の健康を維持するためにはこういう取り組みが必要だということをやはり積極的に訴えて、指導していくという立場に立った運営をしていただきたい。それがないと、先ほど言ったように予算計上してもそれが消化されないという結果になります。後期高齢者の暮らし向きについて、せっかく積極的な取り組みをしようと思っっている中でそれができないという結果を招くということについて、後期高齢者に非常に申し訳ないと私たちは思わざるを得ないのではないかと。そういう点で、ぜひ、せっかくの予算を積極的に活用できるようなイニシアチブの発揮をお願いして質疑を終わります。

○議長（青柳宗五郎） 須藤事務局長。

○事務局長（須藤智明） 各市町村との関係につきましては、先ほどの議案にもありました広域計画の中でも、保健事業については、各市町村が行う健康増進事業への支援を広域連合が行い、関係市町村で実施すると。そして、健康相談訪問事業については、広域連合で計画実施をし、関係市町村が保健師による健康相談訪問事業の実施をすると役割分担をしているところでございますので、これにのっとった形で実施してまいりたいと思っております。

○議長（青柳宗五郎） 以上で鹿兒島議員の質疑を終わります。

ただいま一括議題としております議案につきましては、ほかに質疑の通告がございませんので、他の議案につきましては、質疑なしと認めます。以上で議案第1号から議案第11号までの各案に対する質疑を終了します。

これから議案第1号から議案第11号までに対する討論を行います。議案第11号について、14番鹿兒島議員から通告がありましたので、発言を許可します。14番鹿兒島議員。

○14番（鹿兒島巖） 議案第11号平成28年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件につきまして、私は、本予算に次の理由で賛成できないことを討論させていただきたいと思っております。

まず、生活弱者である恒常的な収入の少ない高齢者に対して、国保で認めている減免措置がなされていない予算であるという点であります。

2点目は、疾病の予防と早期発見は、早期回復と重症化回避に有効な対策でありますけれども、そのための予算の具体的な執行根拠が明瞭ではないと思わざるを得ません。また、疾病の予防と早期発見は、結果として給付費の軽減と結びつくものであり、具体的かつ積

極的な施策を明示すべきであると考えますけれども、この点について広域連合の姿勢がまだぶれていると思わざるを得ない。

3点目は、重複診療、頻回診療、薬剤重複などに対する取り組みは、ただいま申し上げました2つと同様に、適正な給付に連動するものでありますけれども、こういった部分が、予算としては、例えば前年より減額されているとか、予算執行の具体的な方針についての内容がまだまだ不十分と考えざるを得ません。

以上の理由をもって本議案第11号につきましては賛成できないということを表明させていただきます。

以上であります。

○議長（青柳宗五郎） 以上で鹿兒島議員の討論を終わります。

ただいま一括議題としております議案について、ほかに討論の通告はございませんので、他の議案につきましては討論なしと認めます。以上で議案第1号から議案第11号までの各案に対する討論を終了します。

これから順次採決します。

議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画策定の件について採決します。

お諮りいたします。議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する件について採決します。

お諮りします。議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する件について採決します。

お諮りいたします。議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する件について採決します。

お諮りいたします。議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号秋田県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する件について採決します。

お諮りします。議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件について採決します。

お諮りします。議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件について採決します。

お諮りいたします。議案第7号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成27年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件について採決します。

お諮りします。議案第8号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成27年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件について採決します。

お諮りします。議案第9号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成28年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件について採決します。

お諮りします。議案第10号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成28年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件について採決します。

議案第11号は討論がありましたので、採決の方法は起立採決で行います。

お諮りします。議案第11号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（青柳宗五郎） 起立多数と認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 陳情第1号 後期高齢者医療保険料軽減特例の継続を求める意見書の提出について

○議長（青柳宗五郎） 日程第18、陳情第1号後期高齢者医療保険料軽減特例の継続を求める意見書の提出についてを議題とします。

これから陳情第1号に対する討論を行います。陳情第1号について、14番鹿兒島議員から通告がありましたので、発言を許します。14番鹿兒島議員。

○14番（鹿兒島巖） 陳情第1号後期高齢者医療保険料軽減特例の継続を求める意見書提出に関する陳情について、採択すべきという立場から討論をさせていただきます。

保険料軽減の特例につきましては、制度発足にあたって導入時の影響を緩和することを目的に、期限を設けずに制度化したものであります。軽減緩和の対象となる被保険者の生活状況は、特例制定当時と同様もしくは現状ではさらに厳しさを増している状況と考えられます。以上により、本陳情は採択すべきものとしたいと意見を述べさせていただきます。

以上であります。

○議長（青柳宗五郎） 以上で鹿兒島議員の討論を終わります。

ほかに討論の通告はございませんので、討論なしと認めます。以上で陳情第1号に対する討論を終了します。

これから採決します。陳情第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

【 賛成者起立 】

○議長（青柳宗五郎） 起立少数と認めます。したがって、陳情第1号は不採択と決定しました。

以上で本定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

広域連合長のあいさつ

○議長（青柳宗五郎） 広域連合長から発言の申し出がありますので、発言を許可します。穂積広域連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積志） 閉会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、それぞれの議案につきまして慎重なるご審議の結果、いずれも適切にご決定を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成28、29年度の保険料については据え置くことといたしましたが、後期高齢者医療においては、今後の被保険者の増加や、これに伴う医療費の増大への対応が引き続き大きな課題であります。そのため、本制度を安定して継続できるよう、国に対し責任ある財政支援を要請していくとともに、限りある医療財源の適正執行に関して、保険者としての役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会にあたってのあいさつといたします。

閉 会

○議長（青柳宗五郎） お諮りします。

会議規則第43条の規定により、本定例会で議決された議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任いただきたいと思います。このことにご異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。
これで平成28年2月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後4時46分 閉 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第2項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員